警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「一万四千百円」を「一万四千二百円」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十万五千百三十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令第五条第二項及び第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「一万四千百円」を「一万四千二百円」に改める。

第五条の二第二項第一号中「十万五千百三十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第二項及び第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに同日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「一万四千百円」を「一万四千二百円」に改める。

第四条の二第二項第一号中「十万五千百三十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三